

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第27条)

《ダイジェスト版》

平成21年9月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

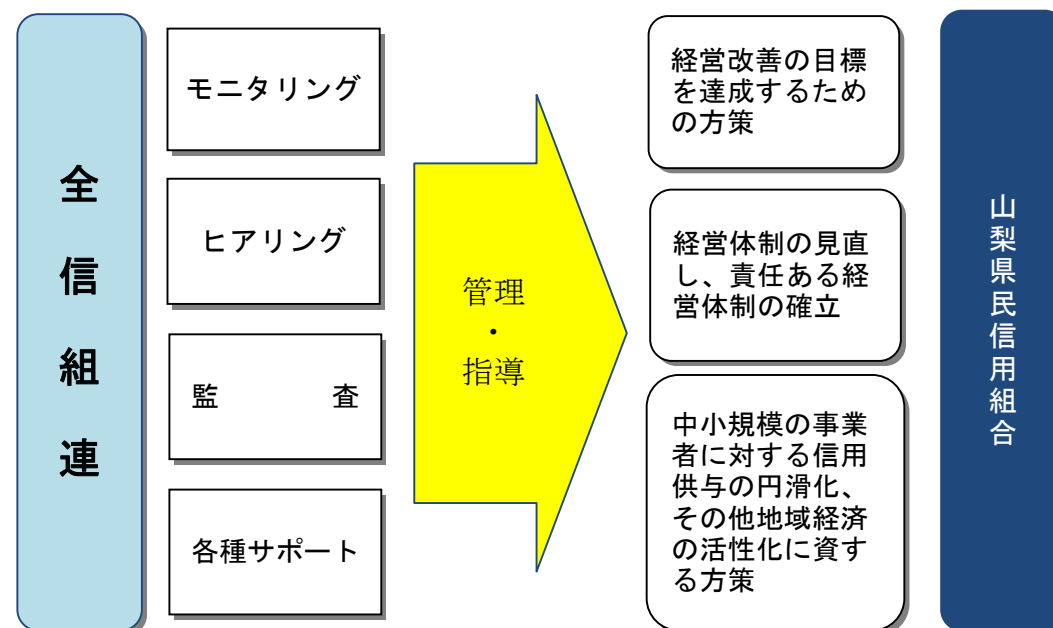
当会は、山梨県民信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、同信用組合が安定かつ円滑な資金供給を行うために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することによりまして、山梨県民信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、山梨県民信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 経営指導方針

山梨県民信用組合が実施する中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化への取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。

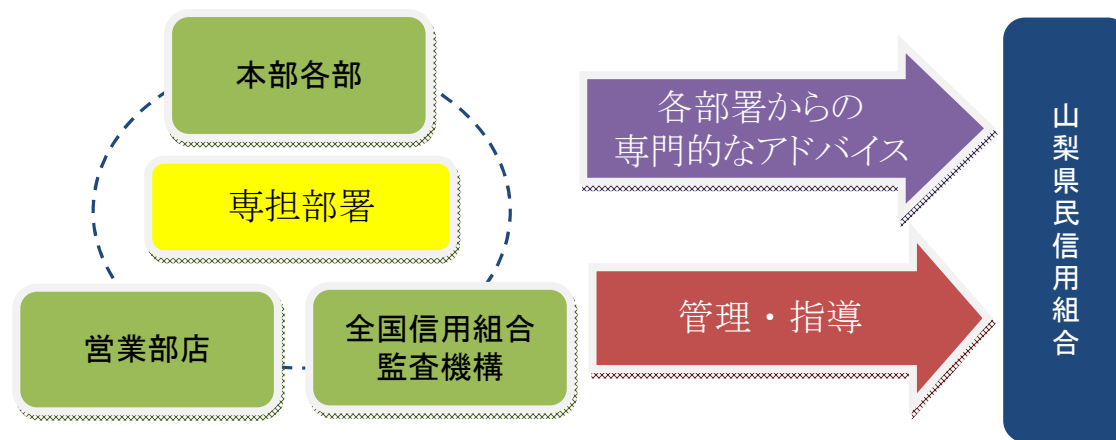
また、当会は、山梨県民信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、人材の招聘、指導専担部署の設置等を含め最大限の指導を行います。



3. 指導体制の強化

(1) 本部に指導専担部署を設置し、きめ細かな管理・指導を実施

(2) 各専門部署(本部各部署)による多方面からの検証と、活発なアドバイスをを行う仕組みを専担部署のもとで構築



4. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

定期的な報告を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

②モニタリング、ヒアリング

経営状況やリスク管理状況に関する定期的なデータの分析を通じた状況把握と指導の実施。
(流動性リスク：日次、有価証券リスク：月次、与信リスク：四半期等)

③全国信用組合監査機構による検証・指導

全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けたアドバイスの実施。

④計画達成に必要な措置

- ・役員（代表権のある専務理事）等派遣の継続
- ・他金融機関等からの営業現場の指導に長けた人材を早期に相当数（10～20名）招致
- ・「しんくみりカバリ」を活用した企業の再生支援
- ・有価証券、ALM等に関するサポートによる資金運用・リスク管理の強化

5. 協定銀行による信託受益権等の引受け等に係る事項

(1) 買取りを求める額

優先受益権 450億円

(2) 算定根拠

山梨県民信用組合の金融機能強化に向け抜本的な対応として、山梨県民信用組合の不良債権の予防的引当を実施するとともに、繰越欠損金を一掃することにより強固な財務基盤の構築を図るため、当会が450億円の優先出資を引受け、財源面の支援を受けるために優先受益権の買取りを求めるものです。

(3) 内容

1	信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	450億円
4	優先配当の方法	・確定配当(非累積) ・信託財産等からの収益が確定配当額を下回った場合は、優先受益権配当準備金を取り崩して配当に充当 ・初年度配当に関しては貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
5	配当率	12か月日本円Tibor+1.73%(予定) ※ただし、8%を上限とする。
6	信託設定日	2009年9月30日(予定)
7	受益権譲渡日	2009年9月30日(予定)
8	信託期間	25年(延長可能)
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

